



令和5年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料5

業務管理体制の届出について



■ 業務管理体制の整備について

- ・平成24年4月1日から、障害者（児）事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。
- ・指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを確認するものです。
- ・具体的には、事業所等職員の「**法令遵守責任者**」が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「**法令遵守規程**」の整備、外部監査などによる「**業務執行の状況の監査**」が行われていることが必要とされます。

■ 業務管理体制の整備に関する届出について

・ 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所（施設）の数に応じて定められ、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされています。

・ 平成31年4月からは、権限移譲により、次ページに示す事業者は、事業所（施設）が函館市内のみに所在する場合、業務管理体制に係る届出先が函館市になります。



■ 業務管理体制の届出が義務づけられている事業者の種類

1 指定障害福祉サービス事業者，指定障害者支援施設設置者

障害者総合支援法第51条の2

2 指定一般相談支援事業者，指定特定相談支援事業者

障害者総合支援法第51条の31

3 指定障害児通所支援事業者

児童福祉法第21条の5の26

4 指定障害児入所施設設置者

児童福祉法第24条の19の2

5 指定障害児相談支援事業者

児童福祉法第24条の38



■ 業務管理体制の内容

- ・ 指定を受けている事業所等の数によって整備する内容が異なります。

事業所等数：1以上20未満	事業所等数：20以上100未満	事業所等数：100以上
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
		自主監査の実施

■ 法令遵守責任者の選任について

- ・ 法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法（平成17年法律第123号）および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。
- ・ 法務部門を設置していない事業者等の場合には、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。
- ・ なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

■ 業務管理体制の届出書の届出先

- ・届出書は，法令の区分ごとに，以下の届出先へ提出する必要があります。

No.	届出の区分	届出先
1	すべての事業所等が，函館市内に所在する場合	<u>函館市</u>
2	すべての事業所等が，函館市内および北海道内に所在する場合（上記1を除く）	北海道
3	すべての事業所等が，複数の都道府県に所在する場合	厚生労働省

■ 業務管理体制の届出

- ・ 次の場合、根拠条文ごとに提出が必要です。

1 新規に事業を開始した場合

【障害福祉サービス】

- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2第2項（整備）もしくは第4条（区分の変更）または第51条の31第2項（整備）もしくは第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書」（別記第7号様式）

【障害児通所支援】

- ・ 「児童福祉法第21条の5の26第2項（整備）または第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書」（別記第6号様式）

【相談支援】

- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31第2項（整備）もしくは第4項（区分の変更）または児童福祉法第24条の38第3項第2項（整備）もしくは第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書」（別記第5号様式）

■ 業務管理体制の届出

2 届出事項に変更があった場合

【障害福祉サービス】

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2第3項または第51条の31第3項に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）」（別記第8号様式）

【障害児通所支援】

- ・「児童福祉法第21条の5の26第3項に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）」（別記第7号様式）

【相談支援】

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31第3項または児童福祉法第24条の38第3項に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）」（別記第6号様式）

■ 業務管理体制の一般検査

- ・ 函館市では、届出のあった業務管理体制の整備内容及び運用状況を確認するため「函館市障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱」を策定し、市に届出のあった全ての事業者を対象として定期的（概ね3年に1回）に一般検査を実施しています。
- ・ この検査は、障害福祉サービス事業者等が運営する障害福祉サービス事業所（施設）等数に応じた適切な業務管理体制を整備しているかどうかを確認し、問題点があれば原因を検証することを通して、事業者が法令遵守の意義及び重要性を再認識し、今後自ら業務管理体制を整備・強化していくよう意識付けすることを目的としています。
- ・ 一般検査は、書面検査が基本ですが、必要に応じて面接検査および立入検査により業務管理体制の整備状況を検証します。

■ 業務管理体制の特別検査

- ・ 指定を受けている障害福祉サービス事業所等の指定取消処分相当の事案が発覚した場合、特別検査を実施します。
- ・ 実施に当たっては、障害福祉サービス事業者等の事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、指定取消処分相当の事案への組織的関与の有無を検証します。
- ・ 特別検査は、障害福祉サービス事業者等に対する実地指導または監査と併せて行う場合があります。



■ よくある質問

Q1：法人代表者を変更した場合、業務管理体制の変更届が必要ですか。

A1：法人代表者を変更した場合は業務管理体制の届出事項となりますので、障害福祉サービス事業者の変更届とは別に、業務管理体制の変更届をお願いします。

Q2：既に障害者総合支援法上の業務管理体制の届出は行っており、今回、児童福祉法に基づく事業所の新規指定を受けましたが、届出は必要ですか。

A2：必要です。届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

Q3：同一建物（敷地）にて、居宅介護と重度訪問介護事業所を運営していますが、その場合の事業所数の数え方は「1」でいいでしょうか。

A3：事業所の数え方はサービス数で数えますので、居宅介護と重度訪問介護を運営していれば事業所数は「2」となります。（多機能型で指定を受けている場合、提供するサービス数となります。）

Q4：事業所の追加開設や事業廃止により所管が変更になる場合、届出はどのようになりますか。

A4：業務管理体制に係る届出書に必要事項をご記入いただき、所管変更前の行政機関と所管変更後の行政機関に提出してください。